

福岡市

【都市基本データ】

- 1 人口 140万621人(2005年10月1日現在：国勢調査速報値)
- 2 面積 340.60平方キロメートル(2005年10月1日：国土地理院)
- 3 歴史

1871年の廃藩置県により福岡県を置き、翌年1月に福岡を1区、博多を2区と定め戸長、副戸長を置く。1889年4月の市制施行に伴い、福岡区を福岡市と改めて本市が誕生しました。

福岡(博多)の歴史は長く、博多の名は57年奴国王後漢に遣使し、光武帝より印綬(金印)を受けるあたり歴史に登場しています。福岡の名は1600年に黒田長政が関ヶ原の戦功によりこの地の領主となり、翌年福岡城を築いたことに由来しています。

福岡市では、第2次世界大戦後、国の出先機関や大学、企業の支店・支社の集積が進み、1972年4月に政令指定都市となりました。

また、1951年に福岡空港の民間航空路線開設、1975年の新幹線開通、1990年の博多港の特定重要港湾への昇格などにより広域交通の拠点性が高まり、本市は九州の経済・行政の中心地として成長してきました。

本市は商業都市、九州の中枢管理機能都市として成長してきた都市であり、大規模な工場などが比較的少なかったため、高度成長期における大きな公害問題は顕在化してきませんでした。人口の急増や都市開発の進行、自動車交通の増加などにより、自然環境の喪失や廃棄物の問題、生活排水などによる河川や博多湾の水質汚濁、自動車交通に起因する騒音や大気汚染などの環境問題が課題となっています。

【経済データ】

- 1 GDP 5,949,292百万円(2003年度)
- 2 1人あたりのGDP 4,312千円/人
- 3 産業別GDP(第一・二・三次)

(単位：百万円)

区分	1965年度	1975年度	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度
総数 (100%)		1,960,492	3,696,296	5,476,871	6,228,408	6,174,951
第1次 産業(%)		25,311 (1.3%)	21,808 (0.6%)	18,201 (0.3%)	12,777 (0.2%)	9,552 (0.2%)
第2次 産業(%)		327,660 (16.7%)	564,224 (15.3%)	772,354 (14.1%)	690,891 (11.1%)	715,628 (11.6%)
第3次 産業(%)		1,711,762 (87.3%)	3,324,941 (89.9%)	4,881,005 (89.1%)	5,828,743 (93.6%)	5,804,871 (94.0%)

総数は各産業別の合計から、帰属利子等が控除されている。

1990年より前の数値は、それ以後と算出根拠が異なるため、比較できない。参考数値。

【公選制度】

- 市長 公選（４年毎）
- 助役（副市長）. 任命制（２名）
- 市議会 公選（４年毎・議員定数６３名）
- 区長 任命制（市職員）
- 区議会 なし

【行政制度】

1 市の組織

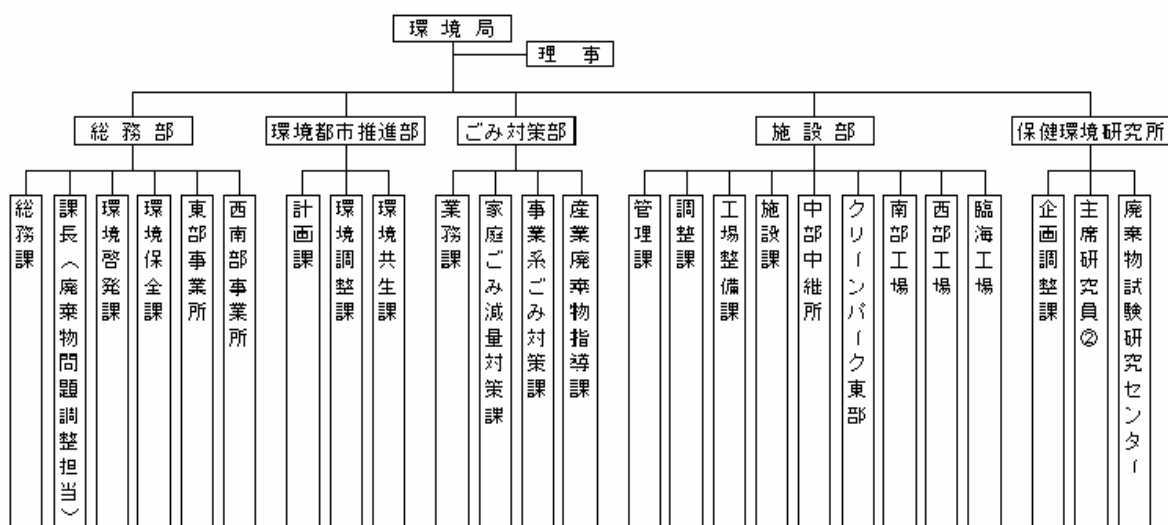
福岡市の組織は、２００５年４月１日現在で４５局１５８部５７６課があり、職員数は１０，０２８人です。

組織図は別紙の通り。本市は７区に分かれ、各区役所は局長級の区長をトップとして運営されます。職員は特定の専門職を除き、数年毎に異動します。

2 環境局の組織

福岡市環境局は、２００５年５月１日現在で５部２６課があり、その中に４つの清掃工場及び研究機関として保健環境研究所があります。職員数は、３７０人となっています。

【組織図】



3 市の基本計画（マスタープラン）及び重要プロジェクト

（1）福岡市新・基本計画

平成15年3月に策定した新・基本計画では、新しい福岡づくりの基本方向として「自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～」を掲げ、その具体化に向けて、以下の5つの基本的考え方を示しています。

果敢に挑戦する自治と自律の都市

市民、企業、行政などのあらゆる主体が、福岡の現在(いま)と未来に誇りと責任を共有し、大転換期のモデルなき時代に独自のまちづくりに果敢に挑戦する、自治と自律の都市をめざします。

安全で快適な市民生活充実の都市

新時代を担う子どもの健やかな育ちを地域・社会全体で支え、高齢者や障害者をはじめ誰もが生涯にわたって、安心して、生き甲斐をもって暮らし、活動できるまちづくりを進めるとともに、安全で快適な生活環境を整え、市民が住みやすさを実感できる、生活充実都市をめざします。

豊かな自然環境と歴史風土を大切にする都市

都市の魅力や風格、成熟度を高めるとともに、質の高い市民生活と地球環境に配慮した暮らしの実現をめざし、また、恵まれた自然環境、固有の歴史・風土、そして文化を大切にし、美しい都市づくりを進めます。

多彩な人が集い活躍する活気創造の都市

すべての市民がそれぞれの能力を高め、その能力と個性や創造性を最大限に発揮できるまちづくりを進めます。また、都市の活力を高め、多彩な人の交流と活躍の舞台を整えるとともに、多様な楽しみに充ちた都市空間を形成し、人を惹きつけてやまない、人とまちの活気にあふれる福岡をめざします。

協力と競争によりアジアの中で共生する都市

変化への対応力などアジアの生命力と活力に積極的に学び、文化、宗教などの多様性を認め合いながら、学術文化、経済、市民活動など様々な分野での交流・協力、そして競争の中での協業関係づくりなど、さらに結びつきを強め、アジアとの強制的な発展による福岡・九州の新時代の創出につなげます。

（2）重要プロジェクト

アイランドシティ整備事業

博多湾東部海域の埋め立てにより、「国際競争力を持つ港湾機能の強化」、「快適な都市空間の形成」、「新しい産業の集積拠点の形成」など、先進的な「みなとづくり」、「まちづくり」を推進しています。

福岡空港の総合的な調査

福岡空港の将来対応について、国と地域（福岡県、福岡市）が連携・分担し、既存ストックの有効活用、近隣空港との連携方策とともに、中長期的な観点からの新空港等を含めた抜本的な空港能力向上方策等について、積極的な情報提供のもと市民をはじめとした関係者の意見を聞きながら、総合的な調査を進めます。

九州大学の移転を契機とした新たな学術研究都市づくり

九州大学学術研究都市構想の実現に向け、経済界、九州大学、福岡県、福岡市等の産学官で設立した（財）九州大学学術研究都市推進機構等を活用しつつ、自然に恵まれた地域の特性を生かしながら、九州大学と連携がとれた学術研究都市づくりを進めていきます。

【環境の現状】

1 環境法制度（市の条例・規則）

- ・ 福岡市環境基本条例
- ・ 福岡市環境審議会条例、施行規則
- ・ 福岡市環境調整会議規則
- ・ 福岡市環境影響評価条例、施行規則
- ・ 福岡市環境影響評価審査会規則
- ・ 福岡市環境市民ファンド条例
- ・ 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、施行規則
- ・ 福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例、施行規則
- ・ 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例
など

2 主要施策（重点的に取り組むべき分野）

重点1 福岡式循環型社会システムの構築

循環型社会を構築していくため、生産・流通・消費など、ものが流れるあらゆる局面をとらえ、ごみの発生回避（発生抑制、再使用） 循環利用（再生利用、再生品の利用） 適正処理など処理の優先順位に基づいた施策の展開を図り、生産に使われる資材自体を含めたライフサイクルアセスメント（LCA）の視点にも配慮して、あらゆる段階において環境負荷を低減します。

重点2 温暖化対策を考えた福岡のまちづくり

下記の3つの施策をそれぞれ推進することにより、「ストップ ザ 温暖化！」に向けたまちづくりを進めます。

（1）省エネルギー型都市への転換

市民の日常生活、事業者の経済活動や都市活動において消費するエネルギーの無駄を省き、効率よく利用するなどの取組や、二酸化炭素の発生の少ない新エネルギーの導入を推進・促進します。

（2）自動車交通に起因する環境負荷の低減

自動車交通に起因する二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどの大気汚染や地球温暖化の防止に向けて、自動車排出ガスの低減や公共交通機関など環境負荷の少ない交通手段への転換を図るとともに、都心部への交通の集中や幹線道路における渋滞緩和を積極的に推進するなど、環境負荷の少ない都市交通を推進します。

騒音対策については、幹線道路を中心に低騒音（排水性）舗装の整備など道路構造の改善などを推進します。

また、市民、事業者、行政などの連携・協力のもとに、アイドリングストップなど自動車の環境に配慮した使用やモラル・マナーの向上など、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を図ります。

(3) ヒートアイランド現象への対応

ヒートアイランド現象が発生し、建築物の高密度化が進んでいる都心部を中心に、緑化の推進など地表面被覆の改善や、省エネルギーの推進など人工排熱の低減、都市形態の改善による風の通り道の確保などの対策を重点的に推進します。

重点3 自然とのふれあいと生物多様性の保全

貴重・希少種をはじめとする多様な生物が生息・生育していける自然環境の状況について継続的に調査しながら、都市に残る良好な自然の保全に努めるとともに、市街地の緑や水辺の保全・創造により、生物の多様性を高める生態系ネットワークの形成をめざします。

また、次代を担う子どもたちの意見や視点も取り入れながら、市民との共働により、いきいきとした、活力のある緑や水辺を創造し、豊かな自然とふれあう施策を推進します。

3 環境基準

(1) 大気

物質	環境基準	福岡市の状況(2004年度) 【年平均値の全市平均】	
		一般局	自排局
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	0.005ppm	0.006ppm
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	0.017ppm	0.027ppm
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	-	1.0ppm
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	0.031ppm	0.032ppm
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること。	0.031ppm	-
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	一般環境	沿道
		0.0018mg/m ³	0.0022mg/m ³
トリクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	0.00009mg/m ³	0.00005mg/m ³
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	0.00030mg/m ³	0.00019mg/m ³
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	0.0011mg/m ³	0.00060mg/m ³
ダイオキシン類	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	0.028pg-TEQ/m ³	

水質

人の健康の保護に関するもの

種 類	環境基準	福岡市の状況(2004 年度)	
		海域	河川
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L 以下	全て適合	全て適合
全シアン	検出されないこと。	〃	〃
鉛	0.01mg/L 以下	〃	〃
六価クロム	0.05mg/L 以下	〃	〃
砒素	0.01mg/L 以下	〃	〃
総水銀	0.0005mg/L 以下	〃	〃
アルキル水銀	検出されないこと。	〃	〃
P C B	検出されないこと。	〃	〃
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	〃	〃
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	〃	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	〃	〃
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L 以下	〃	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	〃	〃
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	〃	〃
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	〃	〃
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	〃	〃
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	〃	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	〃	〃
チウラム	0.006mg/L 以下	〃	〃
シマジン	0.003mg/L 以下	〃	〃
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	〃	〃
ベンゼン	0.01mg/L 以下	〃	〃
セレン	0.01mg/L 以下	〃	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	〃	〃
ふっ素	0.8mg/L 以下	△	〃
ほう素	1mg/L 以下		7 地点 / 31 地点で基準未達成

河口域における海水の影響によるもの。

生活環境の保護に関するもの

日本では河川、湖沼、海域ごとにpH、BOD(COD)、浮遊物質(SS)、溶残酸素(DO)、大腸菌群数(E-coli)、亜鉛(Zn)、窒素(N)、リン(P)について環境基準があります。以下に、BOD(COD)等に関する環境基準を示します。

河川に関するBOD等に係る環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶残酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100lm以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100lm以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l 以下	5mg/l以上	5,000MPN /100lm以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l 以下	5mg/l以上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l 以下	2mg/l以上	-
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	-

注) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産2・3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、 - 中貧腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

4 廃棄物・上水道・下水道・温暖化効果ガスなどの状況

(1) 福岡市の廃棄物の状況

(2003年度)

一般廃棄物	排出量	734,360 t / 年
	処理量(埋め立て:焼却灰含む)	119,971 t / 年
	(焼却)	637,026 t / 年
	(再資源化)	29,396 t / 年
	リサイクル量	66,453 t / 年
	焼却場数	5 箇所
	分別の種類(家庭ごみ)	4 分別

2004年度一般廃棄物処理事業実態調査

(参考) 家庭ごみ処理手数料(有料ごみ袋): 2005年10月より施行

燃えるごみ	15L	15円
	30L	30円
	45L	45円
燃えないごみ	30L	30円
	45L	45円
空きびん・ペットボトル	30L	15円
	45L	22円

なお、産業廃棄物の処理フローについては、福岡市単独では現状の把握が出来ていないため、資料提出はできません。

(2) 上水道の状況

(2004年度)

年間給水量	146,772 千m ³
供給能力	748,100m ³ / 日
給水人口	1,375,000 人
浄水場	5 箇所
水源	ダム(南畑、脊振、曲淵、江川、久原、長谷、猪野、瑞梅寺) 近郊河川(多々良川、那珂川、室見川) 筑後川、海水淡水化施設(H17年度供用開始)

資料:平成16年度版福岡市水道事業統計年報より

(3) 下水道の状況

(2004年度)

年間処理量	181,296 千m ³
一日の処理能力	671,050 m ³ / 日
人口カバー率	99.3% (総人口に占める処理区域内人口の率)
下水処理場数	6 箇所(うち1箇所は県の流域処理場)
下水管総延長	6,442km

資料:下水道局資料より

(4) 温暖化効果ガス排出量の状況

(単位：千ト - CO₂ / 年)

温暖化効果ガス	福岡市		全国	
	1990年度	2002年度	1990年度	2002年度
CO ₂	6,141	7,474	1,122,000	1,248,000
その他	252	260	115,000	83,000
計	6,393	7,734	1,237,000	1,331,000
増加率		21%		7.6%

5 環境分野における課題

(1) 福岡市の取り組むべき課題と背景となる環境・社会などの状況

福岡市は河川の水質や大気中のダイオキシン類濃度などについては改善されていますが、博多湾の水質、廃棄物処理量の増加や地球温暖化の主原因である二酸化炭素排出量の増加、ヒートアイランド現象、都心部をはじめとする自動車交通公害など、日常生活や通常の事業活動に伴って発生する環境負荷の低減については未だに改善されていない課題が多く、更なる取組の強化が求められています。

地球温暖化対策については、平成17年2月の京都議定書の発効を受け、二酸化炭素排出量の削減に向けてより一層の実効性ある施策の推進が求められています。施策の推進にあたっては、福岡市の社会経済的な特性を踏まえつつ、環境効率性の視点に立った二酸化炭素排出量の削減を図ることが必要です。

自然環境の保全については、博多湾の水質や水辺の環境、市街地内やその周辺での緑の減少、里地里山や人工林など二次的な自然に対する人間の働きかけの減少による質(植生等)の低下など多くの課題があり、福岡市の豊かな自然環境を将来世代に継承していくために、取組の強化が求められています。

農林水産業は、食料の安定供給とともに、自然環境保全、水源かん養、防災、潤いのある景観形成などの多面的な役割を果たしており、都市化の進む福岡市にとって、農地、森林、博多湾は貴重な空間であり、多面的機能を維持・向上していくことが必要です。

今日の環境問題の多くは日常生活や通常の事業活動に起因しており、それぞれの主体が果たすべき責務や役割を見直し、一人ひとりが生活様式や社会経済活動を環境への負荷の少ないものに転換することが必要であり、市民・事業者の環境に対する意識は高まっていることから、実際の行動を促すような動機付けの仕組みを構築することが必要となっています。

環境問題の解決に向けては、市民と行政が共働した一体的な取組が不可欠であるため、市民と行政のパートナーシップを促進し、地域における環境保全活動をはじめとして市民などの主体的・自発的な取組のより一層の促進や、環境教育・学習の推進、環境情報の発信・共有などにより、自発的な行動を促すとともに、経済的手法・規制的手法などにも踏み込んだ統合的な仕組みづくりが課題となっています。

(2) 国などと連携を図り推進すべき課題と背景となる環境・社会などの状況

環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係(環境と経済の好循環)の構築に向けて、国などとの連携のもとに、環境効率性を高めることや環境に配慮した製品をつくり消費者が使う、モノの販売から製品の機能に着目したサービスの形で提供するなどの具体的な取組が求められています。

科学的因果関係などが不確実な問題について、環境リスクの管理の観点から予防的な方策への取組が求められる事象が増えつつあり、このような場合に、国などとの連携のもとに、情報収集・分析・評価及び各主体間における情報と課題認識の共有が重要です。

このことから、市民をはじめとする各主体とのコミュニケーションに努め、各主体の多くの同意を得ながら政策の方向を定めていくことが必要です。

地球温暖化をはじめ、オゾン層の保護、酸性降下物、渡り鳥など野生生物の保護などといった地球的規模での環境問題については、国内外と連携した国際的な取組や国際的な視点を持った国内的取組が一層重要です。

産業廃棄物をはじめ廃棄物については行政区を越えて移動して不法投棄や不適正処理などの問題が生じており、また、自動車交通公害対策や自然環境の保全などについても、県や周辺市町村などとの広域的な連携による取組が必要となっています。

6 主要環境関連施設

(1) クリーンパーク

市域等で発生する一般廃棄物(ごみ)を処理するため、可燃性ごみを焼却する清掃工場や資源化センターを整備するとともに、リサイクルプラザ、余熱利用施設、運動施設などを設け、市民が環境と親しみふれあえるコミュニティセンターを目指しています。市域及び近郊に4箇所(東部・南部・西部・臨海)のクリーンパークを整備しています。

清掃工場

清掃工場では、可燃性のごみを効率的に燃やすとともに、ごみの燃焼時に発生する熱エネルギーを有効に活用し、発電や給湯などサーマル・リサイクルを進めています。

【新・東部工場】

東部工場の建て替えにあたり、ごみ処理技術を有する福岡市と発電技術を有する九州電力(株)が共同出資して、2000年に(株)福岡クリーンエナジーを設立し、PFI的手法を用いて「新・東部工場」の建設・運営を行っています。

東部・西部資源化センター

不燃性のごみや大型のごみを破碎して、磁選機等により鉄、アルミを効率よく機械的に選別回収し、再資源化しています。2004年度は、鉄 11,780 トン、アルミ 1,127 トンを資源回収しました。

緑のリサイクルセンター

ごみ減量と資源有効活用のため、街路樹等の剪定樹木をチップ化し、発酵させて土壌改良材として公共施設の緑化事業に再利用しており、また廃木材も雑物を取り除き、燃料やパーティクルボードの原料として再利用しています。

リサイクルプラザ

市民に対するリサイクル情報の提供やリサイクル体験、リサイクル活動の場として、市内3箇所に設置しています。またここでは、市民から提供された家具、家電製品、衣類、図書等を補修・展示して希望者に提供するといった再利用も行っています。

2001年に開館した臨海リサイクルプラザにおいては、市民と行政との共働をめざし、市民ボランティア団体「NPO法人エコネットふくおか」が事業の企画運営を行っています。

(2) 西部(中田)・東部(伏谷)埋立場

各清掃工場から出る焼却灰や、資源化センターで破碎選別された不燃物のほか、産業廃棄物の一部を埋立処分しています。

(3) 保健環境研究所

市民の健康を保持し豊かな生活環境の保全をめざす保健環境行政を、科学的・技術的な見地から支える中核的施設として1997年に開所し、保健衛生・環境保全に関する試験検査・調査研究を行うとともに、市民に学習の場を提供しています。

(4) まもるーむ福岡

保健環境研究所に併設して、環境及び保健学習の場となる展示・市民学習室「まもるーむ福岡」を整備しています。ここでは、環境問題や保健問題について一人ひとりが楽しみながら考え学ぶ場所で、水質測定や騒音測定などの「体験学習実験」を通じて環境問題についてわかりやすく学ぶことができます。

1999年度より、文部科学省を中心とした「子ども放送局」事業の受信環境を整備し、「子ども放送局」や衛星インターネットによる子ども向け情報の提供を行っています。

(5) 油山市民の森(油山自然観察の森)

油山市民の森は、本市の南部に位置する油山(標高597m)の中腹に位置し、明治100年を記念して市民の協力のもとに1969年に整備され、市民のオアシスとして四季折々の花木の変化、鳥のさえずり、水の流れなど、身近な自然とのふれあいを楽しむことができ、キャンプ場及び手頃なハイキングコースとして利用されています。

またこの中に、市民の自然愛護に対する意識の高揚を図ることを目的として、油山自然観察の森を1988年にオープンし、展示室や研修室、資料室などを設けた自然観察センターを整備して、各種講座やバードウォッチングなどの自然観察会を実施しています。

【参考文献・資料】

- ・ H17 年度版ふくおかの環境、福岡市環境局施設概要
- ・ 福岡市環境局、総務企画局、下水道局、水道局提出資料